

栃木県知事 福田富一 様

2014年1月10日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林 年 治

前県議会議員 野 村 せつ子

## 2014年度予算と施策に関する重点要望書

いま県民の生活は、長年の不況と賃下げにより働く人の所得の減少と雇用不安、中小企業や商店の売り上げ低迷がつづき、厳しさが増えています。収束のめどのたない福島第一原発事故と放射能汚染、風水害など、県民生活の不安はつきません。こうした状況にもかかわらず、安倍政権は大企業には減税などの支援を強め、庶民には4月から消費税増税を押しつけようとしています。またそれと一体で社会保障のさらなる改悪、解雇規制の緩和などを推進しようとしています。

2013年10月発表の県政世論調査では、「暮らしが良くなった」との回答は9.2%と1割を切り、「悪くなった」が44%、「変わらない」が44.8%でした。「悪くなった」との回答の理由として「物価上昇」や「家庭内の事情による出費増」をあげた人がここ数年で最高になり、安倍政権の舵取りがじわじわと県民生活を脅かしていることがわかります。施策への要望は、1位「高齢者福祉対策」2位「医療対策」3位「雇用の安定と勤労者福祉」4位「子育て・少子化対策」5位「学校教育の充実」でした。

日本共産党栃木県委員会はこうした結果をふまえ、県民各層から寄せられた要望をもとに、安倍政権の暮らし・福祉・雇用破壊の政治から県民生活を守り、県民要求実現をめざす「2014年度予算と施策に関する重点要望書」(141項目)をまとめました。ぜひとも来年度の予算編成と施策に反映されるよう求めます。

1. 暮らしと家計を応援するために(7項目)
2. 高齢者福祉対策(9項目)
3. 医療・保健対策(8項目)
4. 子育て支援と県民福祉(16項目)
5. 教育の充実(15項目)
6. 雇用と勤労者福祉(8項目)
7. 中小企業・農業の振興(16項目)
8. 原発事故から県民を守るために(12項目)
9. 防災と被災者支援(9項目)
10. 環境保全と林業活性化(9項目)
11. 男女平等と県民生活の向上(9項目)
12. 公共事業のあり方を見直す(8項目)
13. 県民が主人公の県政運営を(9項目)
14. 憲法守り、平和・非核の栃木県に(6項目)

## 1. 暮らしと家計を応援するために

- (1) 4月実施予定の消費税8%への増税を中止するよう国に働きかけること。
- (2) 消費税増税を前提にした県水道料、県施設利用料等、公共料金値上げを中止すること。
- (3) 70～74歳の医療費自己負担を2014年度にも引き上げるなど、国民の健康と福祉をおびやかす「社会保障改革プログラム」の中止・見直しを求める意見書を国に提出すること。
- (4) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を引き下げするため、市町や広域連合への財政支援を行うこと。
- (5) 栃木県の最低賃金時給1000円をめざし、大幅増額を行うこと。全国一律の最低賃金制の創設を国に要求すること。
- (6) 地域経済活性化と県民生活向上に効果的な「県版住宅リフォーム助成制度」を創設し、市町と連携して民間住宅リフォームを促進すること。
- (7) 生活保護制度の改悪をやめるよう国に求めるとともに、福祉事務所において生活実態に即してすみやかな措置が行われるよう指導を徹底すること。生活困窮者、保護世帯への親身な支援と相談体制を強化すること。

## 2. 高齢者福祉対策

- (1) 栃木県高齢者支援計画(次期)の策定にあたっては、要支援・要介護のすべての高齢者の生活実態と要求を正確に掌握する実態調査を行い、それを反映した計画にすること。
- (2) 特養ホーム入居「待機者ゼロ」をめざすこと。そのさい「要介護3以上」「要介護1、2を外す」など、対象者を狭めることなく、希望する人すべてを対象にすること。
- (3) 特養ホームの施設整備補助費を引き上げること。整備計画はユニット型だけでなく多床型の整備も推進すること。
- (4) 特養ホーム入所料の負担軽減のために、食費やホテルコストなどへの財政支援措置をおこなうこと。
- (5) 介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、地域介護拠点の整備を推進すること。養護老人ホームの役割を重視し、老朽施設の建て替えを支援すること。低所得者の施設利用を支援するため対策を講じること。
- (6) ケアマネージャーの育成につとめ、5年ごとの資格更新時研修受講料の負担を軽減すること。
- (7) 介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減計画を中止・見直しし、入院治療が受けられる病床確保に全力をあげること。
- (8) 福祉分野における人材確保と雇用創出に尽力し、とりわけ介護現場従事者の処遇改善を支援すること。
- (9) 介護補助器具等の導入を促進するため県の助成制度を創設すること。

## 3. 医療・保健対策

- (1) 後期高齢者医療の保険料滞納者からの保険証取り上げ、短期保険証の交付は行わないよう広域連合と市町に強く要請すること。
- (2) 国保広域化方針の見直しを国に求めること。県の国保広域化支援計画を見直し、収納率の改善目標を達成するため市町に滞納者に対する税の取り立てと保険証の取り上げを

促進する指導はやめること。

- (3) 健診受診率を引き上げるため、費用の補助、健診機会の増加、周知徹底など特段の対策を講じること。とくに20代、高齢期女性の受診率を引き上げるために対策を講じること。
- (4) 県特定疾患(難病)対策予算を増やし、下垂体機能障害を再指定するなど指定疾患を増やすこと。難病患者の実態を把握し患者への支援を強化すること。
- (5) 県民の健康増進、感染症防止の第一線の役割をもつ保健所の体制を拡充すること。母子訪問や乳児健診受診の促進などきめ細かに対応できるよう市町と連携して保健師を増員すること。
- (6) ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種を推進し、県として補助制度を創設すること。
- (7) 地域医療中核病院の医師確保に尽力し、医療機関の存続・維持・拡充に県として特段の支援を行うこと。
- (8) 県立3病院は、県立病院として存続・拡充すること。それぞれの診療科目と治療体制を充実させ、複合的な疾患を持つ患者も治療できるようにすること。岡本台病院には内科を設置すること。

#### 4. 子育て支援と県民福祉

- (1) 子ども医療費無料制度は対象年齢を15歳まで引き上げること。
- (2) 子ども医療費無料制度の入院時食事療養費助成を復活させ、子ども・妊産婦医療費無料制度、重度心身障害者、一人親家庭の医療費助成制度は1レセプト500円の自己負担をなくすこと。
- (3) 子ども子育て新システムの施行にあたって、企業参入促進や市場化に走ることなく、自治体が公的保育に責任をもつ原則(児童福祉法24条1項)に立ち、保育所整備につとめること。保育所待機児の解消のため、市町の保育所増設・無認可園の認可を促進すること。
- (4) 市町と連携し、第二子以降の保育料の大幅減免、子育て支援を強化すること。
- (5) 産休明け保育、長時間保育、障害児保育、アレルギー・持病対応、病(後)児対応など、切実で多彩な保育ニーズに対応できる民間保育所への助成制度を拡充すること。そのため的人员配置は常勤者をあてられるよう支援すること。
- (6) 児童相談所の職員増員をはかるとともに、児童相談所を増設すること。児童虐待相談窓口を24時間態勢にするために、市町への支援を強化すること。
- (7) 一時保護施設、養育施設を拡充すること。NPOや里親との連携・支援を強めること。
- (8) 児童福祉施設、障害者福祉施設、老人福祉施設での虐待防止対策を徹底し、施設理事者、運営責任者、職員への指導を徹底すること。
- (9) 発達障害の早期発見と療育、家庭での子育て支援のとりくみを強化すること。
- (10) 学童保育を全小学校で実施し、「放課後児童クラブ運営手引き」を見直し、指導員の数や資格、待遇の改善、施設の基準をその役割にふさわしく改善すること。
- (11) 障害者自立支援法の実質的な延命である「障害者総合支援法」の見直しを国に求め、介護保険優先原則の撤廃、応益負担の速やかな廃止、利用料の無料化を求めること。
- (12) 小規模通所授産施設および小規模作業所への県の支援を強化すること。

- (13)障害者の雇用を促進するため、公・民間ともに法定雇用率を守るよう県のとりくみと支援を抜本的に強化すること。
- (14)性同一性障害者支援にとりくみ、公文書の性別記載欄の見直し、教育現場などでの理解の促進、治療費助成をおこなうこと。
- (15)生活保護制度など福祉諸制度の周知徹底をはかり、利用しやすくすること。生活保護窓口における保護申請の不受理を根絶するよう指導すること。
- (16)社会問題となっている「子どもの貧困」問題の解決にむけて、児童扶養手当削減の撤回や学費の無償化などを国に求めること。県として就学援助の拡充、「給付型奨学金制度」の創設などにとりくむこと。

## 5. 教育の充実

- (1)教職員の定数を増やし、小・中学校の学級定数を段階的に30人以下にすること。県独自の少人数学級予算などを拡充し、正規職員を配置すること。
- (2)高校授業料無償化の所得制限撤廃を国に求めるとともに、対象外とされる世帯にも県として支給を継続すること。
- (3)県条例を見直し、高校授業料無償化の特例とされている留年者、再入学者に対する授業料徴収をやめること。
- (4)県立高校の定員削減をやめ、高校受験競争の緩和をはかること。さらなる県立高校統廃合計画は見直すこと。
- (5)県立高校に就職指導員を配置し、就職希望者全員が就職できるようにすること。
- (6)すべての県立高校の普通教室にクーラーを設置すること。小中学校の教室への設置については市町と連携して推進すること。
- (7)特別支援学校の過密化や、通学圏の広域化を解消するため、分校化・新設などの対策を講じること。
- (8)不登校生徒への支援、いじめ防止の対策を強化すること。スクールカウンセラーを大幅増員し、担当する学校の数をへらし、一人あたりの契約時間を引き上げ、具体的な事例に対応できるよう予算を増やすこと。
- (9)いきすぎた競争教育が懸念される全国学力テストの見直しを国に求めるとともに県独自の悉皆方式の学力調査は中止すること。
- (10)学校給食無償化を市町と連携してとりくむこと。おいしくて安全な学校給食のため、民営化やセンター化をやめ、自校方式へのきりかえを奨励すること。自校方式は災害時に避難者に食事を提供することができ、防災対策としても重視すること。
- (11)増加するDV・ストーカー問題に対応するため、県立高校の授業にDV問題の学習ならびに「デートDV」防止プログラムを組み込み実施すること。また高校生などが気軽に相談できる相談所を設置すること。
- (12)県立図書館は、県内図書館の中核として拡充し、学術・文化・歴史など幅広い分野の文献、県民が親しめる書籍を収集するとともに、利用者の利便性の向上をはかること。
- (13)日光杉並木の保護対策を急ぎ、世界遺産登録運動をすすめること。とくに用地買収とバイパス化に向け、予算確保と関係省庁、日光市との折衝をすすめること。
- (14)「総合スポーツゾーン全体構想」(案)は、概算事業費が490億円という莫大な事業費

がかかり、住宅密集地にJリーグ対応の兼用スタジアム建設や体育館、武道場も含めた一連の施設を集中させるなど市民の生活環境に多大な影響を与える計画になっている。周辺の住環境への影響を抑え、老朽化した体育館の建て替え、陸上用サブ競技場整備など最小限の計画とし、県として財政、運営、施設の安全性に直接責任を持てる計画に見直すこと。

- (15)私立学校教育の充実と公私格差是正をはかるため、私学助成を拡充すること。減免対象生徒を保護者年収350万未満世帯まで広げること。授業料以外の納付金等も減免対象にすること。私学経常費助成を増額すること。

## 6. 雇用と勤労者福祉

- (1)過酷な労働条件や雇用環境を強い労働者を使い捨てにするような「ブラック企業」が社会問題になっている。ブラック企業の根絶のために、関係機関への働きかけや連携を深め、県内立地企業にたいする啓発・情報提供、労働者の相談窓口の設置、離職率の高い企業名の公表などを実施すること。
- (2)高校・大学等新卒者が正規雇用で就職できるよう支援対策を抜本的に強化すること。中小企業が新卒既卒を問わず、若年者を正社員として雇用する場合、県として補助する制度を創設すること。
- (3)経営者団体および県内立地企業に対し、正規・非正規労働者とも雇用維持を要請すること。
- (4)戦略的企業立地促進事業や産業定着集積促進支援事業は、雇用の要件を「常用雇用」ではなく「正規雇用」とするよう見直すこと。
- (5)契約途中の解雇、新卒内定取り消しなどを行った企業は、県の助成制度等の対象外とする、助成を受けている場合は返済を義務づけるなど制度改正を行うこと。
- (6)リストラ規制県条例をつくり、一定規模の従業員削減、工場撤退などは県との事前協議を義務づけること。
- (7)県職員の削減計画を見直し、教育、保健、福祉、食品安全などの分野の県職員増をはかること。県が雇用する職員について、パート、臨時、嘱託など雇用形態による差別的な賃金体系を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給など、賃金・労働条件の格差を是正すること。
- (8)「求職者総合支援センター」を生活保護行政との連携機能を持つセンターに拡充すること。

## 7. 中小企業・農業の振興

- (1)円安による原材料費、燃油の高騰など、県内中小企業への影響を調査し、経営を維持するための各種交付金・基金の活用などを含め、取り得る手だてを講じること。
- (2)経営者団体および大手製造業に対し、下請け2法にもとづく仕事の発注をふやす、単価の確保を求める、など社会的責任を果たすよう要請すること。
- (3)県制度融資は、返済期間延長、利子補給など条件緩和で利用しやすくすること。
- (4)地域とくらし・福祉に密着した小規模公共事業を促進し、地元中小企業への発注を増やすこと。地元中小企業への発注率を引き上げるため、分割発注など対策を講じること。

- (5)大型店に対し、商店街、生活環境、「街づくり」などの地域環境影響評価を義務付け、身勝手な出店・撤退を規制する県条例を制定すること。
- (6)信用保証協会への出えん金を増やし融資しやすくすること。信用保証制度の「部分保証」を100%保証に戻すよう国に要請すること。
- (7)農業を県の基幹産業と位置づけ、農業予算を増額し振興をはかること。栃木県の食料自給率100%（海産物は除く）の目標を設定し、実現に向けた計画を策定すること。
- (8)国に、ミニマムアクセス米の輸入中止を求め、生産コストがカバ農産物の価格の低迷が続く背景には、卸売市場法の規制緩和で大手量販店などが自由に価格設定できる「相対取引」の増加がある。国に大手スーパー等の買いたたき規制を求めること。
- (9)青果物、畜産等の価格保障の予算を増額し、充実をはかること。
- (10)学校給食における県産農産物の供給拡大に対する財政支援を行うこと。
- (11)イノシシ等の獣害対策は隣県との連携、市町との連携を強めるとともに予算を抜本的に引き上げること。専門の指導員の養成、捕殺や電気柵等の設置、緩衝地帯づくりなど総合的対策を推進すること。
- (12)耕作放棄地を元の耕地にもどし、地域の生産力を高めるよう、耕地の受委託を支援する制度をつくること。
- (13)後継者づくりのため青年農林業者支援制度を創設し、新規農林業者に月15万円、3年間の援助をおこなうこと。農業の担い手である高齢者・女性が意欲をもって農業がつけられるよう、支援策を講じること。
- (14)とちぎブランド和牛を守るために、県としてBSEならびに放射能汚染の全頭検査を実施すること。
- (15)アユ漁獲量日本一を誇る天然アユを守るため、霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設の中止を求めること。
- (16)農業と地域経済を破壊するTPP交渉から撤退するよう国に求めること。

#### 8. 原発事故から県民を守るために

- (1)福島第1原発事故の収束へ、全力をあげるよう国に強く求めるとともに、直線距離で30数kmにある日本原電・東海第2原発や、東電・柏崎刈羽原発をはじめとする原発の再稼働に反対する立場で関係機関に働きかけること。
- (2)放射能汚染には県境も市町の境もない。基準値を超えた地域の除染や子ども・住民の健康対策などに全面的に国が責任を持ち、実効ある対策を講じるよう求めること。
- (3)東電の風評被害補償打ち切りを許さず、全面的に保障するよう求めること。
- (4)県地域防災計画の「原子力災害対策編」と「原子力災害対応マニュアル」を見直し、東海第2原発の過酷事故を想定したものにする事。
- (5)国が財政支援の対象としていない自治体の汚染調査と除染、ホットスポット対策、母子の健康調査など、県と市町が連携してきめ細かく実施すること。
- (6)学校給食の食材検査を継続し、地元産農産物のみならず、調理済みのものを丸ごと検査する方式で行うこと。
- (7)国が推進する放射性廃棄物最終処分場方針について、国・自治体首長間の協議のみで

推進する手法では、到底県民の理解は得られない。処分方法や選定方法など国民・住民に開かれた形で幅広い有識者・専門家を交えた議論を尽くし、国民・住民合意のもとにすすめるよう国に見直しを求めること。

- (8) 下水汚泥溶融スラグ「仮置き場」について、放射能もれが起きないように安全対策を徹底し、移送にも万全を期すこと。作業員の被ばくを防ぐ対策を徹底すること。
- (9) 国のエネルギー政策について、原発から即時撤退し再生可能エネルギー中心に切り換えるよう求めること。
- (10) 太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマスなど県内の自然エネルギーの可能性について調査・研究し、エネルギーの地産地消の立場から本格的導入をはかること。
- (11) 自然エネルギー活用による新たな雇用の創出、地域活性化をめざす政策を推進すること。そのさい中小企業、NPO、住民組織が参入しやすくなるよう補助制度等を創設すること。
- (12) 一般住宅の太陽光発電など自然エネルギー導入補助予算を増やし、補助額、件数とも拡大すること。

## 9. 防災と被災者支援

- (1) 竜巻災害が多発し、震災とあわせて風水害の被災者支援の強化が求められている。県版被災者支援制度の適用条件から「災害救助法適用」を外すなどして要件を緩和し、国の支援制度の対象外となった被災者すべてに支給できるよう見直すこと。
- (2) 国の「被災者生活再建支援法」について、限度額500万円以上への引き上げや支援対象の拡大など、大幅な制度の改善を求めること。
- (3) 震災による宅地の崩落、陥没、液状化等に対する国の支援制度の創設を求めること。
- (4) 本県で避難生活をおくる福島県の被災者・避難者への支援を継続し強化すること。避難者登録制度の拡充、被災者を中心にした出身市町村ごとのネットワークづくり、支援にあたるボランティア等が活動しやすい環境整備など、親身に支援すること。
- (5) 教育施設、福祉施設、公共施設の耐震化を急ぐこと。私立の学校、幼稚園、保育所の耐震化への補助を増やすこと。
- (6) 民間個人住宅の耐震化促進のために、耐震診断、工事計画策定費および工事費に対する補助率、限度額を引き上げること。
- (7) 消防広域化計画を見直し、消防力、救急体制の強化をはかること。旧市町ごとに消防署の分署を設置し、消防団の育成・強化を図ること。
- (8) 日光市足尾町にある古河足尾事業所の「すのこ橋堆積場」は、監視カメラの設置を古河に求めるとともに、崩壊に備え住民避難の時間を稼ぐ格子型の第二ダム設置など万全の対策を講じるため、古河、経産省、国交省など関係機関との協議を急ぐこと。
- (9) 昨年、宇都宮市大谷地区の大谷石採石跡地が崩落し、大震災による影響なども含め、すべての廃坑の状況を調査する必要がある。国・県・市が連携して、崩落等の監視体制やボーリング調査などのとりくみを強化すること。大谷地域の安全対策は、地元住民の合意を重視すること。

## 10. 環境保全と林業活性化

- (1) 地球温暖化対策を抜本的に強化し、県として積極的なCO<sub>2</sub>削減目標を持つこと。また県内企業にCO<sub>2</sub>削減計画の策定を義務づけ、計画を達成した企業とその製品は知事が認証する制度を導入するなど、具体的な対策を強化すること。
- (2) 廃食用油のバイオディーゼル化を促進し、精油機器等を購入する市町に助成すること。
- (3) 「産業廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、県外からの産業廃棄物の搬入は知事の許可制とし、総量規制すること。産廃施設の総数、総容量、総面積などの規制を行うこと。工業団地であっても住宅地と隣接する場合は、住民合意が必要な制度とすること。
- (4) 水源環境保護条例を制定し、水源地などへの産廃施設設置を規制すること。
- (5) 2001年に起きた宇都宮市上駒生の産廃爆発事故現場では、ガス濃度が上昇するなどつねに監視が必要な状況が続いている。徹底調査と安全対策を講じ、最終的には産廃を撤去させるよう宇都宮市と共同でとりくむこと。
- (6) 住民合意のない県営馬頭最終処分場建設計画は中止すること。
- (7) 林業を生業として成り立つよう支援すること。後継者づくり、作業道の整備、県産材活用建築への補助拡大など、林業活性化対策を推進すること。
- (8) 「元気な森づくり県民税」は、年収200万円以下は非課税とするなど、非課税対象の拡大をはかること。
- (9) 林業活性化と無縁で環境破壊につながる林道開発は中止すること。

## 11. 男女平等と県民生活の向上

- (1) 女性の地位向上のために県は率先して女性の部課長や各種審議会委員を積極的に登用すること。男女間の賃金格差、採用や昇進の差別など、県内企業の実態調査などをすすめ、改善を求めること。
- (2) DV・ストーカー防止対策を抜本的に強化すること。配偶者暴力相談支援センターのない地域の健康福祉センターにはDV専門職員を配置し、すべての市町でのDV防止ネットワークづくりを推進すること。民間シェルターやDV防止活動を行っているNPOと連携し、シェルターの運営、増設を財政的に支援すること。
- (3) 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの機能と体制を強化し、医師、保健師、福祉の専門家などを配置し、高齢者、精神疾患等のDV被害者もすみやかに保護できる体制にすること。一時保護中のDV被害者に加害者からのコントロールを解放するプログラムを実施すること。
- (4) 一時保護から自立まで、系統的に支援する体制を確立し、ステップハウス等の設置またはその促進のため民間団体を支援すること。
- (5) 県庁、県の出先機関、県有施設の女子トイレに相談窓口を周知徹底するため案内シールを貼ること。
- (6) 青年の引きこもりなどに対応する総合窓口をつくり、相談と支援の体制をつくること。青少年自立支援施設をふやし、県の助成を強化すること。
- (7) 若い世代の自立と就労を支援するため、民間の賃貸住宅、アパートなどへの入居をしやすくするための対策および家賃助成制度などを創設すること。



- (8)消費者行政の拡充のために、県庁内に吸収した消費生活相談センターを県民の目に見える場所に移し、相談員体制を拡充し、市町の人材育成支援を強化すること。
- (9)県立博物館、美術館の予算をふやし、常設展、企画展の拡充をはかること。作品・資料購入費を確保すること。

## 12. 公共事業のあり方を見直す

- (1)公共事業のあり方を見直し、くらしと福祉、県民生活に密着したものの中心に切り替えること。
- (2)公契約条例を制定し、県が発注する公共事業の質の向上、また請け負った業者、下請けなどの労働条件・賃金など適正に確保されるようにすること。
- (3)八ツ場ダム、思川開発南摩ダム、霞が浦導水事業など利根川水系の事業は治水、利水ともに必要のない無駄なダムである。再度科学的検証を行い、中止するよう求めること。また、県としても人口減少や水需要の変化について科学的検証を行い、利水計画を見直すこと。治水については中・下流域の堤防強化など実効ある対策を求めること。
- (4)県土60分構想を見直し、道路予算は地域密着型の生活道路改修・歩道整備などを中心とすること。
- (5)河川の氾濫危険箇所、崖崩れ危険箇所の総点検を行い、堤防強化対策や崩落防止対策を計画的に推進すること。
- (6)日光市足尾田元地区自治会が要望している崖崩れ防止・河川護岸対策を急ぐこと。
- (7)宇都宮市の新交通システムLRT計画は、市民の合意が得られてない計画であり、県の支援は凍結し、全面的に見直しを求めること。
- (8)生活に必要な公共交通網を確保するため、第3セクターで運営されている鉄道や、地方バス路線の維持に対する支援を強化すること。

## 13. 県民が主人公の県政運営を

- (1)行財政改革は、県民生活と福祉に必要な事業（教育、子ども、高齢者、障害者福祉など）を切り捨てることなく十分保障しうるものとする。
- (2)財政のムダづかいを県民の目線でチェックすること。全国的に終結した同和事業への予算カット、行政委員報酬を月給から日給に切り換え、議員報酬の削減、議員の費用弁償一日3000円の公務諸費の廃止、知事の退職金制度見直しなどを行うこと。
- (3)県公共施設への指定管理者制度導入促進政策を見直すこと。福祉、教育など公的責任の重い部門は直営に戻すこと。指定管理者に委託した施設はサービスの縮減や料金の引き上げなど県民負担が増加しないよう必要な委託費を確保すること。
- (4)行政はもとより、警察も含め徹底した情報公開を進め、県民に開かれた県政を実現すること。予算編成の過程も公開すること。
- (5)パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善をはかること。
- (6)市町村合併は地元住民の民意を尊重し、さらなる合併推進政策を転換すること。
- (7)昨年度から再開された県議の海外調査派遣は、政務調査費制度との関係で必要性が認

められず、予算計上をやめること。政務調査費制度は、出納帳など関係書類を全面公開するよう見直すこと。

(8) 冤罪を防ぐために、警察の取り調べの全面可視化を求めること。

(9) 交通信号機設置予算を増やし、地域からの設置要求に応えられるようにすること。

#### 14. 憲法守り、平和・非核の栃木県に

(1) 憲法を遵守し、憲法改正に反対し、県政運営の柱として生かすこと。

(2) 特定秘密保護法の撤廃を求めること。

(3) 県南、県東地域などを中心に実施されている米軍横田基地のC130輸送機などの低空飛行訓練の情報を県として掌握・公表し、訓練の中止を求めること。また墜落の危険が指摘されているオスプレイ機の配備・訓練に反対すること。

(4) 2014年度からの中期防衛力整備計画による陸上自衛隊宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地の強化に反対すること。中央即応連隊またはそれにかわる海外派兵部隊の配備、海外派兵に反対すること。オスプレイ機の配備・訓練に反対すること。

(5) 陸自宇都宮北駐屯地に配備されている第12旅団ヘリコプター隊の撤退を求めること。航空学校の訓練について、夜間や学校、住宅地上空を通過する訓練を行わないよう求めること。

(6) 「非核平和栃木県宣言」を行い、非核・平和行政を推進すること。

以上